

平成23年度包括外部監査結果についての対応方針及び
平成22年度包括外部監査結果についての対応結果

平成 24 年 3 月

農水商工部

平成23年度包括外部監査結果についての対応方針

財団法人三重県農林水産支援センター	1P
財団法人三重県産業支援センター	4P
三重県信用保証協会	13P
土地開発公社(ニューファクトリーひさい工業団地分)	14P
共通意見	15P

平成22年度包括外部監査結果についての対応結果

工業研究所	16P
農業研究所	24P
畜産研究所	31P
水産研究所	34P
研究所共通	39P

平成23年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘		
2. 財団法人三重県農林水産支援センター		
(1) 県の農林水産支援センターへの貸付額について【意見】		
<p>就農支援資金貸付金の利用は、認定就農者等に限られることから、県が行う認定状況や、全県8ヶ所に存在する各地域の普及センターから就農希望者の情報を適時入手し、想定利用者数を年度の状況に応じて毎期見直すべきである。</p> <p>また、農林水産支援センターに現金預金残高が残る要因として、農林水産支援センターの県への就農支援資金借入金の返済は10年以内の据置期間を含む21年以内と規定されているのに対し、貸付者からの就農支援資金貸付金の回収は、4年以内の据置期間を含む12年以内、もしくは2年以内の据置期間を含む7年以内とされており、県への返済に先行して貸付者から回収を行っているため、貸付者からの回収額が農林水産支援センターの現金預金残高に残る結果になっていると考えられる。</p> <p>しかし、回収期間の方が短ければその分貸付原資の回転が効率化し、多額に借入を行わなくても運用可能であるし、農林水産支援センターの県への償還期間の規定についても、就農支援資金（就農研修・準備資金）三重県貸付金貸付等要綱によれば、「以内」と定められていることから早期に返済する計画を設定することも可能である。よって、需要を超える借入金残高については、県への繰上償還を検討する必要があると考えられる。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>就農支援資金貸付金については、これまで県が目標とする毎年の新規就農者数からその計画額を決定してきましたが、平成24年度以降は、近年5年程度の貸付実績を基礎に、県関係機関との連携により新規就農希望者の情勢を加味して、毎年計画額を設定することとします。</p> <p>また、需要を超える借入金残高については、県と協議のうえ、平成24年度中に繰上償還を行うこととしています。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>就農支援資金貸付事業における事業計画の見直しと保有資金の繰上償還に関する国との協議結果を踏まえ、平成24年度中に繰上償還をさせることとしています。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
(2) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】		
<p>農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類があり、農林水産支援センターは、貸倒懸念債権の評価を、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付とを区別して評価していた。</p> <p>平成22年度では、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付のみ貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあつた。</p> <p>このように農林水産支援センターが区分するのは、毎年の回収状況を貸付資金の種類ごと</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>同一債務者に対する債権区分の評価については、毎年の回収状況を債権単位で評価するのではなく、貸付者単位で評価することとします。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>に評価しているからであるが、どの資金の返済に充てるかは貸付者の裁量であるため、債権区分の評価は、貸付者ごとに行うべきである。</p>			
<p>(3) 林業就業促進資金の貸付について【意見】</p>	<p>県内で今後、林業就業促進資金貸付制度の利用を予定している事業体調査を行なったところ、平成23年から5年間のうちに資金の借入を予定している事業体はないとの結果を得た。</p> <p>また、平成22年度林業就業促進資金借入金残高480万円は事業体A社に貸付けるために県から借入れたものであり、一旦は、A社に貸付けたが、貸付対象者の離職等により貸付条件を外れたため、農林水産支援センターがA社から回収したものであって、将来の貸付原資のために県から借入れた資金ではない。</p> <p>農林水産支援センターでは、事業体から資金借入の依頼があった場合、県貸付金を借用したい旨の貸付申請書を県へ提出し、事業体からの借入依頼があった翌年度から貸付を行っている。</p> <p>したがって、農林水産支援センターが貸付原資を常備しておく必要はなく、利用者の需要が見込まれていないのであれば、早期に県は償還を受ける必要があったと考えられる。</p> <p>なお、平成23年度中には全額、県へ償還する予定であるとのことである。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>利用者需要が見込まれない貸付原資を常備しておく必要がないことから、林業就業促進資金借入金については、平成 23 年度中に全額県へ償還することとします。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>平成 23 年度中に全額を償還させます。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>(4) 保有土地の計上区分について【結果】</p>	<p>平成 15 年以前に購入した土地のうち、約 1 億 4 百万円 (内訳: いなべ市員弁ならびに四日市市中野の土地約 35 百万円 (以下、「土地ア」という。)、四日市市川島の土地約 30 百万円 (以下、「土地イ」という。)、四日市市山之一色等の土地約 38 百万円 (以下、「土地ウ」という。)) は、農地保有合理化事業において、散逸している各個人の土地を集約整地し、再び土地を配分する創設換地等のために預かった土地であり、棚卸資産である用地勘定として計上すべきではなく、長期預り資産勘定として計上すべきである。</p> <p>土地アに係る用地買入未払金は、預り資産の性格を有している土地アを受入れた際に相手勘定として計上されたものであるため、土地イや土地ウと同様に預り金もしくは、その他確定債務と誤導しないような勘定科目を用いるべきである。</p> <p>また、土地アおよび土地イについて年間数万円ではあるが固定資産税を農林水産支援センターが支払っており、覚書には農林水産支援センターが支払った固定資産税について必要経費として、売却時に請求できるか否かの明確な規定はなく、保有が長期化すれば当該無用な費用が永年かかるおそれがあり、この点において早期の処分がなされるべきである。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>同土地については、平成 23 年度決算から用地勘定ではなく、長期預り資産勘定として計上することとします。</p> <p>土地アに係る用地買入未払金については、確定債務との誤導を避けるため、平成 23 年度決算から、預り資産見返勘定の科目名で計上することとします。</p> <p>土地ア、イについては、預かり元である地元の土地改良区が土地購入者の選定・交渉等を行うことになっており、売渡の目標期限を設けた覚書を取り交わすなど、早期に売却ができるよう働きかけを行っていますが、目標期限を越えても売却処分できなかった場合、改めて覚書を取り交わす際には、固定資産税が請求できるよう預かり元と協議を行うこととします。また、今後ともできる限り早期の売却処分が実施できるよう、引き続き預かり元に対して働きかけを行っていきます。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>

		(県の対応方針) 同土地にかかる会計事務に関しては、適切な処理が行われるよう指導します。 また、できる限り早期に同土地の売却処分が行われるよう指導します。	
(5) 土地売買の事務手続について【結果】			
<p>確約書には該当の土地、資金調達の方法、支払時期などが箇条書きで記載されているが、閲覧した確約書のうち平成22年12月8日付の購入希望者の確約書に支払時期の記載が漏れていた。</p> <p>確約書の標準記載例は存在するが、電子データを担当者個々人が管理し、場合に応じて該当の土地の記載をパソコンで行うこともあれば、手書きで行うこともある。その際に誤って項目を削除したとのことであった。支払時期の削除は、ともすれば支払延期の口実を購入希望者に与えかねない。確約書の標準文例の遵守と確認の徹底を行うべきである。</p>	(団体の対応方針) 確約書については、標準文例に従った記述を行うとともに、その確認を徹底することとします。	(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。	農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター
(6) 退職給付引当金の会計方針の記載について【結果】			
<p>農林水産支援センターの平成22年度の公表財務諸表において、「重要な会計方針」として、退職給付引当金の計上基準が記載されているが、概要で記載した過去勤務分の処理方法として、15年の定額法により費用処理されている旨が記載されている。</p> <p>しかしながら、実際には平均残存勤務期間(7.5年)に応じた定額法により費用処理がなされており、会計方針の記載に誤りがあるため、適正な会計方針を記載する必要がある。</p>	(団体の対応方針) 実際に行っている退職給与引当金計上基準に合わせ、平成23年度の公表財務諸表から会計方針の記載を訂正します。	(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。	農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター
(7) 退職給付引当金の計算について【結果】			
<p>平成21年度末の退職給付引当金の計算において、退職給付引当金の計算過程における給料月額(本俸)の誤りにより、退職給付引当金が750万5千円過小に計上されている(平成22年度末においても、平成21年度末の計算結果を引き継いでいるため、退職給付引当金が同額過小となっている)。</p> <p>上席者が計算過程をチェックするなどして、適正な退職給付引当金を計上する必要がある。</p>	(団体の対応方針) 誤った計算により退職給付引当金を計上していたため、平成23年度決算において適正な額で修正計上するとともに、今後同様の誤りのないよう、計算過程でのチェックを徹底します。	(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。	農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター
(8) 退職勧奨による割増退職金について【意見】			
<p>定年前に退職勧奨に応じた職員には、通常の退職金に比べ、割増された退職金が支給されているが、過去の実績や今後の見通しにおいても、事実上、すべての対象職員が退職勧奨に</p>	(団体の対応方針) 事実上すべての職員に退職勧奨による割増退職		農水商工部

応じる見込みであるといえる（平均残存勤務期間も、定年前での退職を見込んで算定されている）。

したがって、退職給付引当金の算定に当たっては、割増退職金を前提として計算することも考えられる。そうすることによって、農林水産支援センターの財政状態をより正しく表すことになり、今後の資金計画等にも反映できると考えられるからである。

金を支払う見込みであることから、退職給付引当金の算定にあたっては、平成 23 年度決算から割増退職金を前提として算定する方向で検討します。

（県の対応方針）

農林水産支援センターの財政状態のより正しい把握につながることから、支給の実態に見合った退職給付金の算定を行うよう働きかけます。

財団法人三重県農林水産支援センター

（9）退職給付引当金および退職給付費用の計上区分について【結果】

退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）について、平成 22 年度財務諸表では、すべて一般会計において計上されている。しかしながら、退職給付引当金の計算対象となっている職員の中には、特別会計に計上される事業に従事している職員も存在する。

会計区分ごとあるいは事業ごとの正確な財政状態や収支状況（正味財産の増減状況）を把握するためには、対象となる職員が従事している会計区分あるいは事業において、退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）を計上すべきである。

なお、平成 23 年度の財務諸表からは、会計区分や事業ごとの開示ではなく、すべてを「公益目的事業」として開示する方針とのことである。

しかし、内部管理上は、事業区分を設けるとのことであるため、適切な事業業績の把握のためには、退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）についても適切な事業での計上が必要である。

（団体の対応方針）

内部管理上行う事業区分ごとの費用計上において、平成 23 年度決算から退職給付引当金、退職給付費用についても職員の従事する事業に伴い適切に計上します。

（県の対応方針）

適正な事務処理が行われるよう指導します。

農水商工部
財団法人三重県農林水産支援センター

3. 財団法人三重県産業支援センター

（1）貸付先の返済能力の判断資料について【結果】

貸付先の返済能力の有無は、償還遅延または償還不能となる可能性の判断に当たって、最も重要な項目であると考えられる。

検討の対象とした 4 社の「小規模企業設備導入診断調書」の調達資金の返済能力の有無の記載内容は以下のとおりである。

（単位：千円）

	A社	B社	C社	D社
返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416
年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992
差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424

※ 従前 2 年分の平均税引後利益 + 今回の増加利益期待額 × 1/2 + 前期の減価償却費 + 今回の設備投資分の減価償却費

（団体の対応方針）

現在は、申込企業の企業概要、財務内容、設備計画の必要性、投資効果、返済能力等について、中小企業診断士が現地ヒアリング調を行い診断書を作成しています。また、必要に応じて資金計画書や経営計画書等の資料を得て貸付の判断資料としています。

また、平成 22 年度から貸付審査委員会の委員に公認会計士を加え、貸付審査能力の向上に向けた改善を行っています。

今後の診断・調査においては、返済能力の具体

農水商工部
財団法人三重県産業支援センター

<p>A社とC社は差引過不足がマイナスとなっているが、業績の改善、役員等個人からの借入、投資不動産等の資産処分を理由に返済能力があると認めている。</p> <p>しかし、これらの理由は現地でのヒアリング結果のみであることから、返済能力があると判断した根拠として不十分である。</p> <p>差引過不足がマイナスであれば、当該貸付が返済される可能性は低いと予想するのが通常である。それにもかかわらず、返済能力があると判断する場合には、具体的な計画等により慎重な検討を行なう必要がある。したがって、このような場合には、具体的な計画等の提出を要求すべきであった。なお、現在においては、必要に応じて具体的な計画等を入手しているとのことである。</p>	<p>的な裏づけが明らかとなるよう診断項目の見直しと、貸付審査会においてこれらの診断・調査結果が明らかにされるよう資料の見直しをしました。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	
<p>(2) 貸付先の経営分析および経営計画の分析について【意見】</p>		
<p>検討の対象とした4社の経営計画には、期待される投資効果の計算根拠が記載されており、たとえば、A社の原価率の主な根拠は、新製品の仕入高が売上高比20%とある。これに基づく新製品の原価率は38.3%と計算されているが、同社の直近2年の原価率は、2年前実績の87.5%、直近期末実績の87.2%である。そのため、経営計画の達成可能性の有無の判断に当たっては、「新製品の仕入高が売上高比20%」をどのような施策によって実現されるかが重要なポイントになったと思われるが、その具体的な施策に関する記載まではなかった。</p> <p>昨今の経済環境を鑑みれば、一定率以上の売上増加の継続、あるいは原価率の大幅な改善には、貸付先または貸与先の相当な努力が必要であることは明らかであり、その具体的な施策は、経営計画の達成可能性の有無の判断にはより有用な情報と考えられる。したがって、経営計画の計算根拠のみならず、その具体的な施策についても記載することが望ましい。</p>	<p>(団体の対応方針) 今後の診断・調査においては計数に加えて、計数達成のための具体的な施策が記載されるよう診断書の書式及び審査表の様式を改善しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(3) 出向者が有する業務ノウハウの有効活用について【意見】</p>		
<p>産業支援センターには金融機関や証券会社からの出向者が存在しているが、前述の①の指摘や②の意見が存在することを鑑みれば、これらの者が有する業務ノウハウをこれまで以上に活用することが有用であると思われる。</p> <p>たとえば、金融機関で法人融資を担当した経験のある出向者がいるのであれば、当該出向者の融資に関するノウハウを、産業支援センターの職員が吸収して、設備資金貸付事業に、さらに活用する体制とすることが望ましい。</p>	<p>(団体の対応方針) OJT及びセンター内職員相互の勉強会による人材育成に努めてまいります。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(4) 規定に従った債権区分について【結果】</p>		
<p>「債権管理要綱」第2条は、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。</p> <p>「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離していると認められるので、整合を取る必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針) 全国協会が作成した債権者区分、債権分類等のマニュアルを参考に、また、当財団の監査法人の指導を受けながら、債権管理要綱を改正しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>(5) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】</p> <p>平成22年度の未収償還金の一覧において、設備貸与事業で貸倒懸念債権に分類されていたE社は、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われていた。</p> <p>産業支援センターでは、中小企業向けの融資制度を設けており、企業によっては複数の融資制度を利用しているが、制度間で貸付先または貸与先の企業情報の共有が十分でなかったため、当該事象が発生したと考えられる。</p> <p>企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができると考えられるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>各々の融資制度における情報を企業単位で管理し、それぞれの情報が相互活用できるよう改善しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(6) 担保提供者からの法的回収について【結果】</p> <p>未収債権が発生した貸付先については、交渉(対応)記録が作成され、未収債権発生の経緯、債務者あるいは連帯保証人への対応を詳細に記録している。</p> <p>このうち、C社については、担保として第三者による担保提供がなされ、抵当権が設定されているが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。</p> <p>「債権管理要綱」第8条第2項は、廃業及び繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行及び強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第3号はその要件を、実行可能な償還(完済)計画の提出がある場合を除き、債務残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後10年を経過してもなお完済の見込みがないときとしている。</p> <p>C社は、平成20年10月に破産し、以後の2年6か月間の回収額は、未収債権残高の2.3%にあたる34万円であり、また償還(完済)計画の提出がなく、現在の回収状況が継続すると仮定すれば、最終返済期限後10年を経過する平成35年10月までに完済は見込めない。</p> <p>このため、「債権管理要綱」第8条第2項第3号に該当すると考えられ、法的回収を図る必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>債権管理要綱に基づく運用が徹底されておらず法的回収の処理を行っていませんでした。</p> <p>債権管理要綱の趣旨を踏まえ、C社に係る案件は、現在弁護士に相談をしながら、法的回収を進めています。</p> <p>他の延滞債権についても、債権管理要綱に従い、必要に応じて専門家に相談しながら法的回収を進めています。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(7) 弁護士への相談記録の保管について【結果】</p> <p>産業支援センターでは、弁護士に対して、必要に応じて法律的意见を聴取するために面談しているとのことである。しかし、案件によっては、相談記録が残されていたり残されていなかったりしていた。また、相談記録にどのような法的処理が行われたかの記録が保存されていた場合でも、相談記録が個々のファイルに綴じられ、整理保管が一定していなかったため、速やかに確認することができなかった。</p> <p>したがって、業務の執行をより効率的に行うためにも、弁護士に面談した時は相談記録を作成し、また、相談記録を必要な時に確認できるよう整理保管する必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>相談記録は弁護士関係綴で一元管理し、企業別の綴には写しを綴じるように改善しました。</p> <p>過去の法的対応が直ちに参照が可能な状態にし、業務の効率的な執行と職員のスキルアップに活用していきます。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(8) 事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施について【結果】		
<p>貸付先または貸与先の選定手続において、貸付審査委員会が貸付決定の条件として事後指導を付していることがある。</p> <p>事後指導が付された貸付先または貸与先については、貸付実行から1年後を目途に中小企業診断士が現地でのヒアリング結果に基づき、「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」を作成し、産業支援センターに提出されているのみで、その後のフォローを実施していないものが見受けられた。</p> <p>貸付審査委員会が貸付決定に当たって事後指導を付しているのは、償還遅延または償還不能を回避することが目的であると考えられる。そのため、事後指導は中小企業診断士から「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されれば終わりというのではなく、債権が全額償還されるまで、適時かつ継続的に実施すべきである。たとえば、職員が業績の悪化した貸付先または貸与先を訪問し、状況をヒアリングして問題の有無を交渉（対応）記録に記載しておくことは、事後指導の適時かつ適切なフォローに該当すると考える。</p>	<p>(団体の対応方針) 診断士のフォロー後に、職員やコーディネータが企業を訪問して継続的に状況を把握・記録するとともに、産業支援センターの経営支援メニューの活用を図り、未収債権の発生防止に努めていきます。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(9) 決算書の分析の活用について【意見】		
<p>産業支援センターは貸付後に「小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業）貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象設備と借入残額 ii 対象設備の利用状況 iii 対象設備の設置による効果や産業支援センターに期待する支援等 iv 現在抱えている経営上の問題点 v 経営状況（売上高、従業員数等） <p>上記のほか、添付資料として決算書を提出させている。</p> <p>これらの書類は年度別にファイリングされており、企業業績の経年比較は実施しているとのことであったが、その結果の活用方法については具体的な回答がなかった。</p> <p>業績の悪化があれば、それは償還遅延または償還不能となる可能性の兆候を示すものと考えられるため、たとえば、⑤で述べた事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施を行なう先の選定等で活用することが望ましい。</p>	<p>(団体の対応方針) 企業業績の経年比較表を作成し、その結果を事後指導・助言先の選定や債権管理の資料として活用し、継続的な企業支援を行っていきます。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(10) 債務保証のモニタリングについて【意見】		
<p>新産業創造資金の融資事業では、産業支援センターは信用保証協会に対して債務保証を行なっているものの、融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった。本来、債務保証を行なっている場合には、融資先の財政状態および経営成績を把握す</p>	<p>(団体の対応方針) 信用保証協会におけるリスク管理の状況について情報提供の手続きについて保証協会と調整を行</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三</p>

<p>るとともに、融資元にヒアリングを行い融資の回収状況を確認することで債務保証のリスク管理が求められるところである。産業支援センターの場合、債務保証のリスク管理を実施することは、信用保証協会に対する損失補償を最小化するということであり、現在 90 百万円の残高がある新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することと同義である。また、その補助金の財源は税金であることを考えれば債務保証のリスク管理は重要である。</p> <p>このように産業支援センターには新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することが求められている中で、産業支援センターが融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった理由は、現在の債務保証契約では、産業支援センターが信用保証協会に対して融資先の財政状態および経営成績の報告を求める権利が明記されていないため、産業支援センターが適時に融資先の財政状態および経営成績を把握することが困難だからである。</p> <p>しかし、このような契約上の制約がある中でも、たとえば、融資の条件緩和依頼が発生した場合には信用保証協会より報告してもらうように依頼し、今後の回収計画をヒアリングしたうえで、当該融資が回収不能とならないように信用保証協会を通して融資した金融機関に一層の努力を促す、といった対応が望まれる。</p>	<p>っています。</p> <p>また、得られた情報は、損失補償の発生予測及び執行管理に活用していきます。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>重県産業支援センター</p>
<p>(1 1) 偶発債務の注記について【結果】</p>		
<p>産業支援センターは信用保証協会との間で債務保証契約を締結している。信用保証協会からの代位弁済の請求が増加したため、平成 21 年度以降は新規の融資を休止しているものの、現時点でも 5 社（平成 23 年 9 月末時点）に対して 4,083 万 8 千円の融資残高がある。</p> <p>したがって、かかる債務保証は偶発債務であることから、決算報告書において債務保証の残高を注記する必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針) 平成 23 年度の決算報告から、注記に債務保証の残高を記載します。</p> <p>(県の対応方針) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(1 2) 新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の記載について【結果】</p>		
<p>平成 23 年 4 月 30 日付で産業支援センターから県に対して提出された平成 22 年度の新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の中で、運用益収入の金額について誤った報告がなされていた。報告を受けた県では、その金額に疑問を持ったため、産業支援センターに対して調査を依頼した。産業支援センターとしては、県からの指摘に対して速やかに金額を修正して再報告をすべきであったが、修正された報告書は平成 23 年 8 月に再提出されていた。</p> <p>したがって、産業支援センターにおいて、かかる記載誤りに対する指摘に対して速やかに修正して再報告すべきであった。</p>	<p>(団体の対応方針) 適切な事務処理について、職員に注意喚起を行いました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(1 3) 投資の回収可能性について【意見】</p>		
<p>第 1 号ファンドに対して、産業支援センターは 2 億 50 百万円を出資しているものの、平成 22 年 12 月末時点の持分相当額は 53 百万円と当初出資額の 21.1%まで毀損している。現在第 1 号ファンドは 15 社に投資しているが、備忘価格になっている企業が 8 社、投資簿価を 50%</p>	<p>(県の対応方針) 1 号、2 号ファンドの投資資産の評価はいずれも厳しい評価にあり、投資先企業は個々の成長</p>	<p>農水商工部 財団法人三</p>

以上下回っている企業が6社となっているため、仮にこの15社の中から新規上場を果たす企業が現れたとしても、投資額を全額回収することができるかどうかは不透明な状況にあるといえる。投資の目的は民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることではあるものの、第1号ファンドから1社も上場企業を輩出できていないことや、出資額が著しく毀損している状況を鑑みると、出資の目的を十分に果せているのかどうか、県として引き続き検討することが望まれる。

一方で、第2号ファンドからは上場企業を1社輩出したものの、創業ベンチャーであることから売上高は不規則にしか発生しないこともあり、現時点では投資簿価を回収するまでに至っていない。その結果、出資額1億50百万円に対して、平成22年6月末時点の持分相当額は83百万円(55.4%)まで毀損している。

三重県内のリスクマネー供給の「呼び水」となるべく「みえ新産業創造ファンド」を発足したが、産業支援センターを介した当該ファンドへの出資により、民間によるリスクマネーの自律的供給を十分に引き出したか否かについて、県として十分な検討が望まれる。

段階が異なり行き詰まっている内容も異なるなかで、競争力を持つまでに時間を要しているのが現状です。

また、近年の株式上場数が停滞し、投資によるリスクマネー供給の動きが停滞時期とも重なり、株式上場も容易ではない厳しい状況でもあります。

こうした現状の中、ファンドの全般的な運用を行っているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社(FVC)においては、このファンドの投資を「呼び水」に他のベンチャーキャピタルや金融機関にも働きかけることで新たな投資となった事例も27社見られます。

今後も、FVC及び産業支援センターの支援を継続し、個々の企業の問題点を解決し技術的・経営的な事業成長につなげ、企業価値を高め投資回収を図りたいと考えています。

加えて、三重県としては、骨太の企業家を育てるために三重大学や民間との連携を進め、育成支援を行った企業家を金融機関につなぐ仕組みづくりを行っているところです。

重県産業支援センター

(14) 補助金交付目的について【意見】

メッセウイングに係る県からの補助金については、主として概要で記載した高度化資金借入金(県からの借入金)に関する償還補助である。

しかし、この補助金の根拠となる「三重産業振興センター関係補助金交付要領(以下、「補助金交付要領」という。)」によれば、補助金の交付目的および補助事業の内容は以下のとおりとなっている。

補助金の交付目的	補助事業の内容
補助事業者(産業支援センター)が行う、三重産業振興センターの施設の設置及び改修を図る。	三重産業振興センターの施設の設置及び改修に要する経費

ここでいう、「三重産業振興センター」とは「メッセウイング」のことであるということは類推できるが、「三重産業振興センター」は、当初メッセウイングの管理運営を行っていた

(県の対応方針)

補助要領の改正を行い、平成23年度の補助金から適用いたしました。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

<p>財団法人名であり、補助金交付要領上でも、「メッセウイング・みえ」と表記すべきである。</p> <p>また、そもそも補助金の交付目的や補助事業の内容としては、あくまでも三重産業振興センター（メッセウイング）の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの“借入金の償還補助”とは記載されていない。</p> <p>たしかに、メッセウイングの設置にあたっては、県からの補助金の一部充当されており、また、その後の大規模修繕においては、県からの補助金がこの補助金交付要領に基づき支出されてきている。</p> <p>しかしながら、それは“借入金の償還補助”とは別の支出であり、“借入金の償還補助”を行なうのであれば、補助金交付要領にも明確に“借入金の償還補助”を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。</p>		
<p>(15) 債務負担行為の設定について【意見】</p>		
<p>前述したとおり、県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。</p> <p>これについて、県の予算上、地方自治法第 214 条に定める債務負担行為の設定が行なわれていない。</p> <p>事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額 37 億 2,657 万 5 千円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があったものと考えられる。</p>	<p>(県の対応方針)</p> <p>平成 24 年第 1 回定例会において、追加議案として債務負担行為設定の議案を提出いたしました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(16) 成果目標と実績値との比較について【意見】</p>		
<p>展示ホール等の利用に関しては、経済状況等にも左右されることではあるが、展示ホールの利用率については、目標値と実績値との乖離が大きいため、その原因について把握しておく必要がある。また、指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果が出ているのかどうかについても、今後、検討していくことが必要であると考えられる。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>目標値と実績値との乖離については、平成 23 年度の事業報告書から要因を分析して記載し、当該要因についての的確に把握できるようよう改めました。</p> <p>また指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果については、前述の分析結果を踏まえて検証を行っており、その成果を次回の管理委託事業者の公募に活かしてまいります。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(17) 利用率の算出方法について【意見】

成果目標で使用している利用率の算出について、例えば、展示ホールなどは、午前・午後・夜間の3コマを実績値として把握しているが、利用率の算出にあたっては、午前・午後の2コマを分母として計算している。

すなわち、一般的には利用率の算出に当たって利用コマ数を使用する場合、分母には営業日おける利用可能コマ数（午前・午後・夜間）、分子は利用実績コマ数にて算出するところ、午前・午後の2コマを分母として計算している。

これでは、仮に100%の利用状況の場合、単純に計算すると利用率は150%（1.5倍）となってしまう。

産業支援センターでは、以前から、このような方法にて利用率を算出し、事業報告書などで公表しているが、より実態に合わせた利用率の計算方法に変更することが望ましい。

(団体の対応方針)

平成23年度の事業報告書から、営業日単位で利用率を計算するよう改めました。

またコマ単位、昼間・夜間別でも利用率を計算し、利用実態を的確に把握していきます。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

(18) その他の成果目標について【意見】

成果目標について、委託業者からの提案により、次の2項目が成果目標として加わっている。

成果目標	目標値
①「産業振興」を目的とした施設利用率	毎年度70%
②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率90%

この成果目標については、業務仕様書として、基本協定書に綴じこまれた文書にも記載されており、これについても、委託業者の管理運営業務の評価等に際して参照すべき項目であると考えられるが、委託業者からの「事業報告書」（基本協定書第27条）には、これらの成果目標について触れられていない。

このため、「事業報告書」においては、これらの成果目標についてもその実績が記載される必要があると考えられる。

なお、この成果目標について、「事業報告書」とは別の資料で把握された実績値は次のとおりである。

成果目標	H21年度	H22年度
①「産業振興」を目的とした施設利用率	79.4%	75.4%
②三重県内企業の施設利用率	82.1%	78.3%

※ 指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託した平成21年度からの実績データ

(団体の対応方針)

「産業振興」を目的とした施設利用については、これまで具体的な基準を設けておらず、社会通念に従って整理してきました

今後、具体的な基準について、管理委託業者と速やかに調整を行い、平成23年度分から適用いたします。

また当該成果目標については、平成23年度分の事業報告書（月次、年間）から、記載するよう改めました。

(県の対応方針)

適正な事務処理が行われるよう指導します。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

<p>ータである。</p> <p>①については、目標値を実績値が上回っている。②については、目標値を下回っている。これについても、ア. で述べたようにその原因の把握が必要である。</p> <p>なお、①の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成23年3月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、“産業”とは直接的には関係しない団体（政治団体等）による集会での利用も見受けられる。</p> <p>「メッセウイング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、特に、“産業”とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。</p> <p>しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることから、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えられる。</p> <p>したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。</p> <p>なお、前述した「施設使用状況」においては、産業業種別に利用状況を集計しているが、この中で「会議・説明会・講習会他」の利用率は78%となっており、産業業種別に区分されている利用率は22%である。</p> <p>平成22年度の「産業振興」を目的とした施設利用率の実績値は、79.4%となっている。これは、「会議・説明会・講習会他」の利用を産業業種別に振り分けた結果とのことであるが、その過程が明らかとはなっていない。</p> <p>「産業振興」を目的とした利用の定義を明確にするとともに、その算出過程についても把握しておく必要があると考えられる。</p>		
<p>(19) メッセウイングの管理運営について（収支状況に関して）【意見】</p>		
<p>民間事業者の創意工夫を活かすという指定管理者制度の趣旨に鑑み、収支差額についてすべてを精算することは避けるべきではあるが、メッセウイングの設立には公的資金が充てられており、いわゆる「公の施設」に準じたものと考えられるため、プラスの収支差額の一定割合について、委託業者から納付させることも、次回の委託期間（平成26年度以降）には検討の余地があると考えられる。</p> <p>この際には、民間事業者の受託に関するモチベーションを減退させないようにすることや、収支差額の算出については、適切な会計処理が行なわれているかを検査する方法について検討する必要があると考えられる。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>管理委託業者の収支状況の実態を踏まえ、課題を明確にした上で、次回の管理委託事業者の公募における検討を行います。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(20) 減損会計の適用について【結果】		
<p>建物は時価が著しく下落している。土地は 50%を超える下落はないが、資産の時価が著しく下落したときは、時価が概ね 50%を超えて下落している場合とされており、概ね 50%を超えていると判断することもできる。</p> <p>メッセウイングの土地・建物は平成 3 年から平成 5 年にかけて取得・建設されたものであり、相当程度の時価の下落が見込まれる。</p> <p>したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>監事及び会計監査人と協議した結果、固定資産税評価額を基に土地・建物の時価を算出し簿価と時価を比較すると、時価が 50%を越えて下落しているため、平成 23 年度決算において減損会計を適用します。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(21) 建物の減価償却計算について【結果】		
<p>産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしているとのことであるが、当該施設については、平成 10 年の法改正後も、改正前の法定耐用年数の 65 年を使用可能年数と考え、平成 15 年の統合時もそれに基づいて計算された 57 年を耐用年数としているとのことである。</p> <p>たしかに、法人税法に定める法定耐用年数を使用せずに、操業度（利用度）の大小や技術革新の程度などの条件を勘案し、物理的減価および機能的減価を具体的に見積もったうえで自主的に耐用年数を見積もることは可能であるが、産業支援センターにおいて、具体的にそのような見積もりを行なったうえで、耐用年数として 57 年を決定しているわけではない。</p> <p>したがって、具体的な見積もりを行った上で、自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。</p>	<p>(団体の対応方針)</p> <p>監事及び会計監査人と協議した結果、法人税法改正後の耐用年数（42 年）を適用したときの減価償却費と改正前の耐用年数（57 年）を適用した減価償却費との差額については、過年度修正として、平成 23 年度の決算において費用計上します。</p> <p>(県の対応方針)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
6. 三重県信用保証協会		
(1) 県における聞き取り調査について【意見】		
<p>平成 22 年度の損失補償補助金の確定手続は（1）概要のとおりであり、監査の結果、特段の問題点は検出されなかったが、県における信用保証協会での聞き取りに関して、制度の趣旨を担保するためにも必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリスト等の作成・活用が望まれる。</p>	<p>信用保証協会に対する、実績報告に係る現地調査の際に使用している調査票の内容を拡充し、補助対象融資に係る取組から代位弁済に至るまでの経緯を詳しく把握できるよう改めることで、各融資が制度の趣旨に即して実行され、適正に処理されたかを確認していきます。</p>	<p>農水商工部</p> <p>三重県信用保証協会</p>

(2) 県の関与の必要性について【意見】		
<p>三重県中小企業融資制度は、民間金融、信用保証制度の枠組みを活用して実施されている制度であることから、それぞれの中小企業者等に制度融資を行なうべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査および信用保証協会における保証承諾審査にて行われ、県は信用保証協会に対して損失補償を行うのみとなっている。</p> <p>そのため、県では、個々の融資案件の融資審査・保証承諾審査が適切に遂行されているかどうかを随時モニタリングすることは困難であることから、毎年1月に信用保証協会から損失補償補助金交付申請書・実績報告書が送付されて、はじめて、損失補償額および損失補償対象の代位弁済額を把握できる。</p> <p>県の融資制度が信用力の低い中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的としていることを考慮しても、予算の進捗状況を把握するためには、期中に損失補償対象融資に係る代位弁済の発生状況をモニタリングする必要があると思われる。</p>	<p>損失補償補助金の交付申請は12月末までの実績に基づき行われるが、補助対象は、代位弁済後6か月間を経てなお回収に至らない融資であることから、6月末には当年度の補助対象見込み分をほぼ把握することができるため、このタイミングで、信用保証協会から補助対象見込みについて中間報告を徴求するよう要項改正を行うことで、代位弁済の発生状況をモニタリングするとともに、予算の進捗状況を把握していきます。</p>	<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p>
4. 三重県土地開発公社（農水商工部関係分のみ抽出）		
(3) 元管理センター用地について【意見】		
<p>ニューファクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされておらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。</p> <p>当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	<p>元管理センター用地の利用方針等については、県、津市、土地公社の3者で検討します。</p>	<p>農水商工部 県土整備部 三重県土地開発公社</p>
(4) 未分譲用地の評価について【意見】		
<p>ニューファクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなったところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることも考慮すると、今後未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。</p>	<p>未分譲用地A区画の引合い状況については、今後も県、津市、土地公社の3者において情報の共有を行うとともに、近隣地域の地価動向等に留意します。</p>	<p>農水商工部 県土整備部 三重県土地開発公社</p>

8. 損失補償・債務保証の管理等（農水商工部関係分のみ抽出）

(1) 損失補償等の管理について【意見】

損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。

したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。

(農水商工部)
損失補償等の管理を円滑に行うために、今後関係団体に対して連携が図れるよう引き続き検討を行います。

生活・文化部
環境森林部
農水商工部
県土整備部

(2) 会計基準への準拠性について【意見】

各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。

(農水商工部)
適正な会計基準に準拠して作成されるよう、今後も指導を行います。

生活・文化部
環境森林部
農水商工部
県土整備部

平成 2 2 年 度 包 括 外 部 監 査 結 果 に 対 す る 対 応 結 果

テーマ・区分・内容	対 応 結 果	備 考
1. 各研究開発機関の監査の意見及び指摘		
3. 工業研究所		
(1) 設備機器等使用の許可について【意見】		
<p>設備機器等使用の許可については、設備機器等使用許可申請書により開放機器管理者と機器担当者の決裁を必ず事前にとることとなっている。使用方法を誤ると危険が伴う設備機器がある以上、機器担当者とその上席者による事前許可は不可欠である。</p> <p>しかし、使用許可申請書の決裁欄に日付を記載する欄がなく、決裁日付が記載されていなかった。決裁欄に日付がない場合、いつ決裁されたものなのか客観的に確認できず、設備機器等の使用において問題が発生した場合においても事前に許可がなされていたのか証明できない。また、事後承認が横行する要因となってしまう。</p> <p>したがって、決裁欄に日付が入るように様式を変えるか、決裁欄に日付を記入することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>機器開放業務は、マニュアルにおいて設備機器等使用許可申請承認の手順が定められており、通常は事前予約承認を得ています。</p> <p>その後、正式の申請書の提出を受け、決裁承認するにあたっては、決裁欄への日付記入を徹底するよう改善しました。</p>	農水商工部
(2) 設備機器の有効活用について【意見】		
<p>設備機器等の開放について、さらに有効なものとするためには、企業のニーズを調査した結果、企業から要望のあった設備機器等については、現在開放されていないものについても開放を検討することが望まれる。設備機器等開放についての意見があれば詳しく調査し、反映できるものについては反映していくことが望まれる。また、サービス向上についてだけでなく、今後開放してほしい設備機器等についての項目を増やすなどにより内容を充実させ、今後の設備機器等の開放に役立てることが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>当研究所の管理上支障があると認められるとき（危険であるとき）など幾つかの理由を除き、全ての機器は開放を前提としており、毎年度開放機器リストの見直しを実施していますが、23年度から機器利用者へのアンケート項目の見直しを行い、企業の技術的支援の強化や機器開放ニーズ把握に努めています。また、今まで開放していなかった機器をH24年4月から開放できるよう手続き中です。</p>	農水商工部
(3) 設備機器等の廃棄について【意見】		
<p>開放されている設備機器等で使用実績が3年間無いものは開放対象から外している。当設備機器等を利用した研究や試験期間も終了し、当研究所での使用見込みがなく、さらに利用の促進を図っても、企業からの利用のニーズがない設備機</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>平成 22 年 11 月に所内全件の備品の確認検査を実施し、その際今後使用見込みの無い機器については平成 23</p>	農水商工部

<p>器等については、保有することにより維持費だけがかかり不経済である。 したがって、開放対象の設備機器等から外すだけでなく、稼働状況の如何によっては廃棄についても検討することが望ましい。</p>	<p>年1月に廃棄処理を行いました。 また、平成23年度から使用見込みの無い機器については廃棄する際に「一般備品廃棄チェックシート」を作成し、このシートにより過去5か年の使用実績や備品の状態等についてチェックすることとし、このチェック結果を踏まえて「廃棄」「修理」等の判断を行うこととしました。</p>	
<p>(4) 委託先選定理由の文書化について【意見】</p>		
<p>「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究）—マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質蛍光体の研究開発」は選定過程についての文書が作成されていなかった。 選定過程が残されていない場合、選定先の企業や大学が個人の都合や作為により選定されていても発見されない可能性がある。そのため、特に今回のように委託金額が多額になる場合は、その選定過程について文書を残すことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年11月に工業研究所競争的研究資金参画企業等審査委員会運営要領を策定し、本要領に基づいて企業等の選定理由を記載した委託先機関選定調書を作成し、審査委員会で企業等の選定が適正かどうかについて審査することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について【意見】</p>		
<p>競争的研究プロジェクト受託事業の運営については「競争的研究資金事務処理マニュアル（研究所用）」があるが、共同参加の企業の選定についてはマニュアルに明記されていなかった。当研究所の行う競争的研究プロジェクト受託事業については、金額も多額であり業務も複雑である。業務の適正化を図るため、上記の選定過程の文書化も含め業務全体の流れを洗い出し、応募の決定から報告書の提出までに必要な手続きをマニュアルに追加することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年11月に工業研究所競争的研究資金参画企業等審査委員会運営要領を策定し、本要領に基づいて企業等の選定理由を記載した共同参画機関選定調書を作成し、審査委員会で企業等の選定が適正かどうかについて審査することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(6) 知的財産の申請について【意見】</p>		
<p>知的財産申請中の案件について、管理している台帳を作成していないため、手控えをもとに研究者に内容確認をし、事業報告に記載している。申請中の案件の進捗状況を適切に把握するため、管理台帳を作成することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 進捗管理が円滑に行えるように既存の特許管理台帳とは別に、現在進行中の知的財産管理案件、公開待ち及び審査請求中の案件を記載した管理台帳を作成し、進捗状況が一目で把握できるようにしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(7) コストを勘案した料金設定について【意見】</p>		
<p>全体的にコストに比較して手数料・使用料が低いため、手数料については、概算結果を元に経済状況を加味して一律1.18倍の値上げ、機器使用料1.11倍の値上げを提案しているが、零細企業のコスト負担に対する憂慮もあり、県民ニーズのさらなる分析をもとに再検討することとなり、平成19年度においては見直しは1年保留された。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年度に開放機器使用料並びに依頼試験手数料にかかる算定基準を策定し、これら使用料及び手数料の試算（見直し）を行いました。 この試算の結果、現行料金との乖離率が20%以上のもの</p>	<p>農水商工部</p>

<p>零細企業保護目的により料金改定を保留すること自体は否定されるものではない。しかし、上記の通り種別により乖離率は様々であるため、種別間の不公平感を排除するため、一律ではなく乖離率を勘案して料金改定を検討することが望ましい。</p>	<p>のについて、料金改定する方向で検討を進めています。 実際の料金改定は、平成24年6月議会において「産業振興戦略（仮称）」の制定や「科学技術振興ビジョン」改定を上程する予定であり、これらの成り行きを踏まえて改定の作業を行う予定です。</p>	
<p>(8) 料金改定検討過程の文書化について【意見】</p>		
<p>平成20年度に手数料に関する利用者アンケートの結果が添付されていたものの、詳細な検討・議論の経緯は残っておらず、見直しはしないという決裁のみが添付されていた。平成20年度においては、平成19年度において問題提起された事項を受けて詳細検討し、その結果をもって判断したという過程を記録するべきであったと思料される。</p>	<p>◎【農水商工部】 今後は、決裁書類の一部として詳細な検討・議論の経緯記録を残すよう取り組んでいきます。 なお、今回の依頼試験手数料及び開放機器使用料の見直しに関する検討会議議事録や料金試算定資料及びその起案文書等を所定のファイルに綴り保管しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(9) 機器使用料の弾力的改訂について【意見】</p>		
<p>開放されている設備機器の利用状況が思わしくない。すでに計算上は減価償却を終えた資産については、規程の範囲内で値下げを行い、設備機器の利用促進を図ることが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 開放機器使用料にかかる算定基準を策定する際、10年を超える機器については減価償却が終了したものと見なし、改めて試算を行った結果、料金改定する方向で検討を進めています。 実際の料金改定は、平成24年6月議会において「産業振興戦略（仮称）」の制定や「科学技術振興ビジョン」改定を上程する予定であり、これらの成り行きを踏まえて改定の作業を行う予定です。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(10) 生産物売払い価格について【意見】</p>		
<p>酒類製造用の酵母についても売払いを行っているが、売り払い単価については、設定当初（平成9年頃および平成16年頃）から定期的な見直しは行っていない。酵母についても実勢価格を調査し、定期的な見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 20都道府県の分譲酵母販売（実勢）価格調査を行い、この結果を踏まえて当県の売り払い価格の積算根拠等についても改めて検討・見直しを行い、平成24年度から価格改定をすることとしました。今後とも定期的（3年に1回）に価格の見直しを行います。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(11) 出勤簿の押印漏れについて【意見】</p>		

<p>業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認が残っていないものが散見された。文書をチェックした場合には、所属長が責任を負うという観点から、押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年度から全庁的に総務事務システムに移行し、勤務予定についてもすべてシステム上で処理されており、所属長の勤務予定確認の証跡が残るようになっていきます。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(12) 休暇残日数の管理について【意見】</p>		
<p>休暇残日数について、明確に管理した資料が認められなかった。(鉛筆書きで累計日数をメモする程度である。) 嘱託職員については変則的な出勤形態であり、休暇残日数の管理が特に煩雑であるため、明瞭な方法で記録することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年度から全庁的に総務事務システムに移行し、休暇伺い等についてもすべてシステム上で処理されており、休暇残日数も明確に記録されるようになっていきます。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(13) 予定価格算定の根拠について【意見】</p>		
<p>予定価格算定の根拠資料を確認したところ「液体窒素製造装置の改造委託業務」については、設計書等の根拠資料を確認できなかった。以下の点から根拠資料を残すことが望ましい。 a見積書もしくは積算書類を作成・添付することで算定根拠を整理することができる上、予定価格の妥当性も保たれる b次回に同様の契約をする際にも参考になり効率的な入札を行うことができる したがって、金額が電話による問い合わせの場合も、問い合わせた業者や簡単な明細を記載した書類を残すことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年9月から予定価格算定の根拠資料として、「積算価格に関する調書」を作成することとしました。この調書において見積書徴収業者、見積書徴収方法、見積金額を記載するとともに、積算価格の妥当性について、前回購入時の価格や委託業務内容実績等とも比較するなどの検証結果を記載することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(14) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。 しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年9月から予定価格算定の根拠資料として、「積算価格に関する調書」を作成することとしました。この調書において見積書徴収業者、見積書徴収方法、見積金額を記載するとともに、積算価格の妥当性について、前回購入時の価格や委託業務内容実績等とも比較するなどの検証結果を記載することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>

(15) 発注規模の見直しについて【意見】		
<p>「平成19～22年度竊業研究室総合管理業務委託（竊業）」に関して、当該業務は、清掃・消防設備保守業務であり、特殊なノウハウや技術が要求される業務とはいえないが、1者しか応じない要因は分からないとのことである。入札時の地域要件は、三重県全域としており、特段要件を厳しくしているわけではない。</p> <p>そこで、対応策として発注規模を見直すことが考えられる。例えば、清掃、除草、保守のように発注規模を細分化することが一案ではないかと考える。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>同業務について検討した結果、業務の発注規模の見直し（細分化）を行うと、発注後の業者が異なるため各業務間の作業スケジュールの調整が困難となります。</p> <p>また、仕様書において業務の一部を再委託することについても一定割合（業務量の1/3まで）までは認めているので、既に幅広い業者の参加に配慮しているものであり、メリット・デメリットを総合的に比較勘案すると、発注規模の細分化は必ずしも有効な手段とはならないとの結論に至りました。</p> <p>一方で、前回入札時の公告期間の短さ（10日間）に問題があったことを踏まえ、22年度末に実施した現在の契約分（平成23～25年度）においては公告期間を拡大（37日間）したところ、申請業者は増加しました。</p> <p>今後も個別案件ごとに、入札公告期間の拡大や地域要件の見直し、参加資格要件設定の是非等について対応していきます。</p>	農水商工部
(16) 研究課題の評価と予算の関連性について【意見】		
<p>現状、研究課題の中間評価に応じて予算が変動することはないとのことであるが、研究者のモチベーションを上げるためにも、中間評価の良かったものは、予算を増やす等の工夫を行ってもよいのではないかと考える。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>研究者のモチベーションを高めるため、平成23年度に検討した下記の取組について、平成24年度から実行に移すこととなりました。</p> <p>① 研究最終年度又は次年度以降の研究予算に配慮する。</p> <p>② 国内学会等での発表機会を与える。</p> <p>③ なお、研究評価委員会で評価の高かった課題については、職員に対して発表する機会を提供する。</p>	農水商工部
(17) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ【結果】		
<p>備品について、備品台帳からサンプルを抽出し実査を行ったところ、パーソナルコンピュータが平成21年度12月、既に現物が廃棄されていたにもかかわらず、</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実</p>	農水商工部

<p>廃棄時に必要な手続である、物品返納書、物品不要決定・分類換決議書及び処分決議書の作成・決裁がなされておらず、備品台帳に記載されたままであった。廃棄を備品台帳に漏れなく正確に反映させるため、廃棄時には現物と必要な文書の照合を行うことを徹底すべきである。</p>	<p>施し、データと現物の照合を行い指摘のあった備品台帳データの削除を行いました。 今後、廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬がないよう徹底してまいります。</p>	
<p>(18) 備品台帳への記載漏れ【結果】</p>		
<p>現在実際に使用されているディープフリーザーについて、備品一覧に記載されていないかった。 備品の不正な転用防止の観点から、廃棄処理手続きをした備品が、間違いなく廃棄処理されたことの確認を徹底すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、指摘のあった備品について再登録を行いました。 今後、廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬がないよう徹底してまいります。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(19) 備品シールの添付漏れ【結果】</p>		
<p>備品シールを添付し忘れた保温測定装置、遠心分離機が発見された。 備品シールの添付漏れは毎年適切に現物と台帳の照合が行われていれば本来は発見される事項であり、このような状況では毎年適切に棚卸が行われているかが疑問とされる。備品の現物照合の際、現物の有無を確かめると共に、備品シールの添付を確かめた上で台帳と付け合わせることを徹底すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、指摘のあった備品について備品シールを貼付済みです。 今後、廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬がないよう徹底してまいります。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(20) 廃棄予定の物品について【結果】</p>		
<p>既に使用されておらず、今後も使用見込みのないコンピュータおよび、使用見込みのない備品数点が台帳に記載されていることが発見された。 長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、今後使用見込みの無い物品については平成23年1月に廃棄処理を行いました。 毎年実施する物品検査時に、現在の使用状況について「使用状況」「動作可否」を記録しています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(21) 研究室のセキュリティについて【意見】</p>		
<p>薬品を管理する部屋については、管理棚の施錠はなされていたが、日中は職員の出入りがあるため、部屋の施錠がされていない。人の出入がない研究室も、日中は棟の入り口および部屋が開放されていた。このような状況下であると、薬品棚の施錠を怠ってしまった場合、持ち出し・盗難のおそれがある。 したがって、薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠する</p>	<p>◎【農水商工部】 薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠することを徹底することとし、このため、施錠を要する部屋については部屋入口に「常時施錠」のラベルを貼付し、職員の注意を喚起しました。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>ことが望ましい。</p>		
<p>(22) 領収書の連番管理について【結果】</p>		
<p>ア 領収書の連番漏れについて 領収書の連番漏れが発見された。書き損じたが、当該部分を廃棄してしまったため連番が続いていないとのことである。</p> <p>イ 領収書の連番重複について 領収書について、平成22年3月17日分と平成22年3月18日の別の取引であるにもかかわらず、重複した番号で領収書が作成されていた。上記のような事象は、連番の記入が「領収書の内容を記入してから連番を打つ」といった後付作業になっているために生じたとのことである。</p> <p>ア、イいずれも共通であるが、そもそも領収書に連番を付す意味は網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と領収書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。</p> <p>また、書き損じについても、領収書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。</p> <p>また、領収書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年度から現金収納事務処理に伴うミスを防止するため、「現金受入票番号一覧表」を新たに作成し、機器使用（依頼試験）受付簿と照合することにより領収書の連番漏れや連番重複といったミスを防止できるように事務処理方法を改善しました。</p> <p>また、書き損じについても破棄せず保管することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(23) 建物の防火対策について【意見】</p>		
<p>抽出したサンプルのうち、金属試験室実験棟にある高周波誘導電気炉については現在使用されていなかった。</p> <p>金属試験室実験棟には同様の金属を融解するための機器が多く見受けられたが、棟の火災等への対応としては消火器が1つあるだけであった。</p> <p>研究所自体では付保等を決定する権限がないということを鑑みると、県自体が金属溶解に伴う火災等の危険度を把握し、防火対策を行うのが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 消火器を1本増設し、計2本設置しました。</p> <p>さらに、金属溶解実験時の防火対策として、熔融金属には砂をかけることが有効であるため、砂を入れた防火用赤バケツを3個設置しました。</p> <p>また、金属研究室の火災発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(24) 地目の相違について【意見】</p>		
<p>現況地目は宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目が雑種地となっていた。</p> <p>登記簿上の地目変更を行うには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年7月に地目変更登記申請を行い、7月8日付けで地目変更登記完了しました。</p>	<p>農水商工部</p>

(25) 地積の相違について【結果】		
<p>大字志知字西山（地番 208）について、登記簿上の地積は 7,752 m²であったが、台帳上取得時公簿面積は 7,599 m²となっていた。しかし、登記簿によれば錯誤により、平成 22 年 3 月 23 日に 7,752 m²に地積が変更されている。台帳に記入すべき面積は県規則によれば実測面積であるが、これも公簿面積と同様、7,599 m²となっていた。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に適切な数値に修正すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成 22 年 10 月 1 日付けで財産台帳の地籍修正を完了しました。 なお、今後このような事象（地積更正）があった際は、申請者（嘱託者）との連絡を徹底し、登記後速やかに台帳データを修正するよう努めます。</p>	農水商工部
(26) 耐震について【意見】		
<p>薬品庫の「薬品棚」については耐震対策がなされていたが、薬品庫の「薬品棚」以外の棚については耐震対策がなされていないことが判明した。「薬品棚」以外の棚にも医薬品外劇物や薄めた塩酸等が置いてある。毒劇物管理者は耐震の重要性を認識しており、その棚の危険性を認識しているが、具体的な耐震対策ができていない状況である。 したがって、少なくとも紐等で固定するなど応急処置を棚に行うことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 耐震対策がなされていない「薬品棚」以外の棚についても、平成 22 年 1 月に耐震棒を取り付けるとともに留め金具にて転倒防止対策を講じました。</p>	農水商工部
(27) 毒劇物の処分について【意見】		
<p>劇物で平成 19 年 4 月より全く使用されていないものがあつた。老朽化しており試験に使用できる状態ではないとのことであるが、不要な毒物（劇物）により薬品棚のスペースが狭められてしまうと、必要な薬品が置けなくなってしまう。また、毒物（劇物）は人体に危険を及ぼす可能性のあるものであり、盗難や事故のリスクがある。 したがって、不要なものについては処分対象とし適時処分することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 全く使用見込みのない毒劇物について調査を行い、その結果今後とも使用見込みのない薬品類について平成 23 年 2、及び 24 年 2 月に廃棄処分を行いました。 また、所内での薬品類の相互有効利用を図り保管量の削減に努めるとともに使用見込みのないものは、今後とも適時処分を行います。</p>	農水商工部
(28) 保管量調査報告書の数量について【意見】		
<p>無水クロム酸について報告書には 639g と記載されていたが、実際の計量結果は 644g であつた。無水クロムは吸水性の薬品であるため、厳重に保管していても徐々に数量が増加することであるが、数量の増加自体は納得できる理由であつたが、報告書に数量の増加が反映されていないのは問題である。劇物使用簿を確認したところ、実際の数量を記載せず、劇物使用簿の最終使用日時時点の数量をそのまま報告書に転記しているとのことであつた。</p>	<p>◎【農水商工部】 保管量調査報告書の作成について、実際の在庫数量を計量し記載するとともに、自然増減数量も併せて記載するよう、職員に周知徹底いたしました。 なお、当研究所は 4 箇所分散立地しているため、平成 23 年度から定期的に本所担当者が出向いて薬品の</p>	農水商工部

<p>本所では保管量調査報告書に実際の数量を記載し、備考に増減理由を記載しており、金属研究室においても同様の対応が望まれる。</p> <p>また、分室は人員も少なく、県の担当部局の目も届きにくいことから、本所において他の分室を管理する必要がある。その管理体制について強化を行うことが望ましい。</p>	<p>保管状況を確認チェックしています。</p>	
<p>4. 農業研究所</p>		
<p>(1) 単価契約の契約方法について【意見】</p>		
<p>農業研究所では、灯油・A重油料金やプロパンガス料金に関して、単価契約を結んでいる。単価契約の場合、通常、物価の変動を考慮して、数か月単位で契約を締結している。ただし、プロパンガス料金については、1年契約となっている。1年契約の場合、契約に物価変動が適切に反映されているとは言い切れなため、契約期間を改めることが望ましい。</p> <p>なお、この問題に関して、出納局から契約期間の見直しを要求されているため、来年度は半年に一度契約を更新する予定である。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>平成23年度から、半年の契約期間で電子入札システムにより供給者を決定するよう変更しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(2) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】</p>		
<p>一般競争入札の結果、1者応札となった契約については、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。</p> <p>そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p> <p>a 品質の向上と入札参加範囲の両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。</p> <p>b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>今回1者入札となった電気保安にかかる業務委託は、一般電気事業者にとっては特殊な業務であるため1者入札になる傾向にあると考えられますが、複数年契約であるため次回の入札時において、他の電気事業者にも聴取りを行い、また仕様の見直し等できる限り入札の競争性を確保するよう検討します。</p> <p>それでも再度1者入札となる場合は、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」（平成23年3月30日再周知）に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録します。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>出納局</p>

<p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由 ③ 現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>c 特殊な技術やノウハウが要求される業務 については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。</p> <p>① 契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する</p> <p>② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する</p>	<p>※【参考】出納局対応結果 (◎)</p> <p>入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>予定価格を設定するための積算について、過去の委託業務の工数及び数量等を提示させるとともに、業務見積りに無駄がないかなど、検討することにしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(4) 生産物の払い下げ基本価格の設定について【意見】</p>		
<p>「いちご」について良品に品質が満たないものについても低料金にて別途販売の対象としているが、決裁伺いによる承認の対象に含まれていなかった。販売価格の適切性を担保するため、良品に満たない品物についても販売価格について決裁による承認を得ることが望ましい。</p> <p>また、販売価格が常に最新であることを担保することや販売価格の更新が適宜適切に実施されていることを確認できるようにするためにも、販売価格の一覧表を作成するとともに、更新日を記入するような形で一覧表を作成することが望ま</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>生産物の払い下げ基本価格の設定について、良品に満たない品の販売価格についても決裁による承認を受けました。</p> <p>また、販売価格については、品目毎に価格と更新日が分かる一覧表を作成し、随時更新しています。</p>	<p>農水商工部</p>

しい。		
(5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】		
<p>研究・調査データ等研究そのものの機密保持については個々の研究所の実態に応じて管理状況が異なるため、情報の管理体制や教育研修に関する事項など研究所単位で特有な部分についてはより詳細な管理ルールの策定を行うことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 研究・調査データの取扱について、特に組換えDNA実験に関しては農業研究所独自の安全管理規程によりデータ情報の適正管理を規定しております。また、全ての研究課題において研究データの管理を共通のデータベースで管理する規程の策定を進めており、所内評価運営会議の承認を経て平成24年3月から導入を図っていきます。</p>	農水商工部
(6) 備品購入費について【意見】		
<p>備品購入費について、5万円以上500万円未満の伺については決裁日が様式上記載する箇所がなかった。決裁日が無いと決裁の時点が客観的に分からない。その結果、事後承認が横行する要因となってしまう。 したがって、決裁日を記載する箇所を設けるか押印の下に決裁日を記載し、決裁時点を明らかにすることが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 備品購入費について、物品購入等発注仕様伺いの様式に決裁日欄を設け、決裁時点が明確になるように改善しました。</p>	農水商工部
(7) 請負工事費について【意見】		
<p>サンプルの請負工事の予定価格については、当該解体工事にかかる費用の見積もり額の設計をE社に委託し、その金額をそのまま予定価格としているが、その金額の妥当性に疑問が生じる。なぜなら、15社中14社について予定価格を基に算定された最低制限価格を下回っており、結局、入札に参加できたのは一番高い入札価格を提示した1社のみであったためである。最低制限価格については「三重県発注の公共工事に係る最低制限価格の運用」にて定められた計算方法にて計算されている。 予定価格は落札決定するかの基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行うよう定められている。予定価格が不当に高すぎると落札価格止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってし</p>	<p>◎【農水商工部】 平成22年度に実施した公共工事（工事請負費）による入札においては、設計業務委託により専門業者に設計額の算出を依頼し、「施工体制の確保に関する推進業議会」において公共工事発注支援機関に認定されている財団法人三重県建設技術センターに支援を受け、適正な予定価格の設定及び契約事務を行いました。</p>	農水商工部

<p>まう。 したがって、工事の設計については数社の見積書を取る等、設計額の妥当性を評価することが望ましい。</p>		
<p>(8) 使用履歴の受払簿への記載漏れ【結果】</p>		
<p>園芸研究課倉庫内農薬庫にあるオンコル粒剤（劇物）について受払簿記載の残高（1,350g）と実際残高（1,165.5g）が異なっていた。また、ロディ乳剤（劇物）についても受払簿記載の残高（92g）と実際残高（86.3g）が異なっていた。 同様に、バイテク棟の薬品実査を行ったところ、酢酸（消防法上の危険物）について、受払簿記載の残高（536.2g）と実際残高（534.0g）が異なっていた。 受払簿は使用権限がある者が研究に必要な薬品を使用したことを証明する機能及び、盗難等による薬品の不正利用が発生していないかを定期的にモニタリングできる機能を持っている。特に毒劇物等は外部の者が持ち出した場合、少量でも非常に危険な影響をもたらす可能性がある。したがって、受払簿の管理運用は徹底されるべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 研究所で使用する農薬を含む指定管理薬品は、より厳正な取り扱いと適正な管理を目的として「三重県農業研究所薬品管理規程」を平成23年度に改正いたしました。 また新たに23年度から「三重県農業研究所薬品管理システム」を運用することにより、受払簿の記載及び年2回実施する保管量調査の事務の効率化、省力化を図りました。 システムから出力した受払簿により、薬品使用の事前承認及び上席者の確認押印を徹底することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(9) 使用期限の過ぎた薬品の処分について【意見】</p>		
<p>有効期限の切れたアグロスリン（有効期限：2008年、農業工学実験棟内に保管）及び、使用期限の切れたサイコセル（有効期限：2006年、農薬庫内に保管）が発見された。アグロスリン及びサイコセルは劇物に該当する薬品である。 有効期限が過ぎてしまった残農薬は本来は使用せずに産業廃棄物として速やかに処分することが望ましい。また、処分を行った農薬については、研究室としての適正在庫量を検討し、今後処分在庫がでないよう必要最小限の購入に努めることが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 有効期限の切れた農薬については、使用することなく容器も含め平成22年度内に速やかに処分しました。 農薬について、年間の使用量を適正に見積り、処分在庫が発生しないよう計画的な購入に努めるとともに、保管量調査において有効期限の切れた使い残しの農薬を確認した場合は速やかに、かつ適正に処分することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(10) 備品登録のされていないパソコンについて【結果】</p>		
<p>破棄予定であるが備品台帳への登録も廃棄手続もなされていないパソコンが発見された。このような状況では不正に持ち出し、転売を行っても気付くことができない。 事実関係の確認を行い、登録ないしは廃棄すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 当該パソコンについては、1996年6月に発売されたもので、備品台帳が財務会計システムでの管理に移行した段階において登録漏れとなった可能性があります。 当該パソコンは取得から15年が経過しており、現状において使用に耐えるものではないため、廃棄処分いたしました。</p>	<p>農水商工部</p>

(1 1) 廃棄予定の物品について【意見】		
<p>備品台帳に記載されているが、既に使用されておらず廃棄予定であるという説明を受けた物品が散見された。 管理担当者は廃棄予定物品として把握しているにもかかわらず、台帳上はその旨を記載していない。担当者が変わってしまえば、廃棄予定か否か分からなくなってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。 長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 実査を通じて把握した備品の詳細な状態を台帳に記載し管理するとともに、管理担当者間の引き継ぎを確実なものとししました。</p>	農水商工部
(1 2) 連番管理されていない生産物売却時の領収書【意見】		
<p>トマト等の農産物を販売した際、その袋に付した半券（金額・日付が記載された簡便なもの）が領収書として保管されている。しかし、この領収書は連番管理がされていない。したがって、売上収入が網羅的に歳入となっているか否かについて事後的に確かめることができない状況にある。 現在は領収書、生産者である園芸課の職員が記載するメモ票及び歳入の原資証憑となる生産物報告書についての照合を行っておらず、仮に生産物報告書の紛失、ないしは意図的な廃棄により、正確な金額が歳入として計上されていなかったとしても、見逃されるおそれがある。 したがって、領収書、生産物報告書については連番管理した上で、財務システムへの入力前に照合し、網羅的に歳入計上されているか検証することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 「領収書」及び「生産物報告及び処分決議書」について連番管理を行いました。財務システムへの入力前には、「領収書の半券」及び「生産物報告及び処分決議書」を照合し、網羅的に歳入計上されていることを確認しています。</p>	農水商工部
(1 3) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】		
<p>土地の現況地目が雑種地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。 登記簿上の地目変更をするには数万円の費用が必要であるが、今後当該費用等を勘案し検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 地目変更登記について法務局と相談のうえ、現在検討を行っています。</p>	農水商工部
(1 4) 薬品棚の鍵の管理について【結果】		
<p>薬品庫について、薬品を保管する部屋の鍵の保管は適切になされていたが、薬品棚の鍵は、同じ部屋の一室の棚に無造作にしまわれているだけであった。薬品管理規程第5条（薬品の保管）において、「保管庫または貯蔵所は常時施錠し、保管庫の鍵は薬品副管理者または予め副管理者が指定する管理担当者が保管管理す</p>	<p>◎【農水商工部】 薬品庫及び薬品棚の鍵の管理について、薬品庫・薬品棚ともに常時施錠し、各課・室の薬品管理者または副管理者が適切に鍵の保管管理を行うことにいたしました。</p>	農水商工部

<p>る。」とあるように、鍵は管理者が保管すべきである。</p>		
<p>(15) 農薬の受払簿の管理について【結果】</p>		
<p>農薬受払簿を閲覧したところ、平成22年の6月まで上席者の押印がなかった。受払簿は作成していたが、上席者への報告は口頭でのみ実施されていたとのことであった。 毒劇物以外の指定管理薬品についても、口頭のみでなく文書での報告を得ることが必要である。</p>	<p>◎【農水商工部】 農薬を含む指定管理薬品の受払については、システムから受払簿を出力し事前承認を受けるように、また事前承認の証跡として上席者の押印を記録に残すようにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(16) 実地棚卸の記録について【結果】</p>		
<p>指定管理薬品（毒物、劇物等）については、平成10年度から平成21年9月9日の間、実地数量が確認された形跡がなかった。平成21年3月期の状況を質問したところ、実地棚卸自体は実施したが帳簿に記録せず、口頭による確認のみであった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。</p>	<p>◎【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力することで証跡を記録するようにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(17) 毒物、劇物使用についての事前承認【意見】</p>		
<p>毒物とポリ塩化ビフェニルについては使用に事前承認が必要であるが、承認が口頭ベースである。 危険性の高い毒物、劇物の事前承認については、誤使用や不正使用を牽制・防止する意味で事前承認が必要である。しかし口頭ベースでは承認があったか客観的に確認できないため、事後承認が横行する要因になってしまう。したがって、承認日付と承認印の押印を徹底することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 危険性の高い毒物、劇物を含む指定管理薬品の使用については、システムから受払簿を出力し事前承認を受けるとし、また事前承認の証跡として上席者の押印を受払簿に記録するようにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(18) 廃棄予定の農薬について【結果】</p>		
<p>廃棄予定の農薬については、管理簿にて管理されているものとされていないものがあり、管理方法が統一されていない。廃棄予定の農薬は、平成22年度よりパソコン上でデータ管理を行うようになったため、それを機に整理を行った結果生じたものであるが、廃棄予定月は平成22年11月と廃棄まで期間がある。 たとえ、廃棄予定のものであっても、農薬類は盗難・流用・不正使用の危険もあり、またその毒性から流用された場合の社会的影響が大きいため、実際に廃棄が行われるまで帳簿管理を継続するように管理方法を統一し、厳密に管理すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 廃棄予定の農薬について、廃棄が行われるまで帳簿管理を継続して行い、厳密に管理することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>

(19) 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について【意見】		
<p>薬品保管庫・農薬保管庫の鍵は、鍵のかかるキャビネットに保管されているが、事務職員全員がキャビネットの鍵の所在場所を把握している状況である。現状、鍵の管理者は室長とされているが、管理代行者1名を選任し、管理者と管理代行者により厳重管理することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 薬品保管庫及び農薬保管庫の鍵の管理について、各課・室の薬品管理者と副管理者を予め選任し、厳重に保管管理することにいたしました。</p>	農水商工部
(20) 分室に対する管理体制について【意見】		
<p>分室の毒物、劇物、危険物の管理体制が不十分であることが判明した。 分室は人数も少なく県からの情報も入りにくいことから、研究所主導で管理を行う必要がある。視察、抜き打ちチェックや報告体制の徹底を行うことが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年度から研究所企画調整課長が年1回以上各研究室に出向き、指定管理薬品の管理体制の確認をし、現場において管理の徹底を図ることにいたしました。</p>	農水商工部
(21) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【結果】		
<p>亀山市椿世町（地目992-2）について、台帳上の取得時公簿面積は43,585㎡となっていたが、登記簿によると平成9年度に分筆し登記簿上の地積は41,953㎡となっている。分筆し現状の面積に変更があった以上、取得時の面積は変更すべきである。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に改善すべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年3月、財産管理台帳の面積の訂正を行いました。</p>	農水商工部
(22) 使用期限の切れた農薬について【意見】		
<p>有効期限の切れた農薬は防除庫において保管されている農薬41件中、ほぼ半数の20件にのぼった。古いものでは1989年の7月に有効期限が切れたもの（エルノー液剤、627g）もあった。 農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが多い。したがって、残農薬は産業廃棄物として速やかに処分すべきである。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務である。</p>	<p>◎【農水商工部】 有効期限の切れた農薬については、容器も含めて平成22年度内に速やかに廃棄処分を行いました。 農薬について、年間の使用量を適正に見積り、処分在庫が発生しないよう計画的な購入に努めるとともに、保管量調査において有効期限の切れた使い残しの農薬を確認した場合は速やかに、かつ適正に処分することにいたしました。</p>	農水商工部
(23) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】		
<p>土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっていた。 登記簿上の地目変更を行うには測量等の経費が必要であるが、今後費用等を勘</p>	<p>◎【農水商工部】 地目変更登記について法務局と相談のうえ、現在検討を行っています。</p>	農水商工部

<p>案し検討することが望ましい。</p>		
<p>(24) 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【結果】</p>		
<p>水田部門の平成21年度における「指定薬品受払簿」を閲覧したところ、実地棚卸の証跡を確認できなかった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。</p>	<p>◎【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力することで確認の証跡を記録することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(25) 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【意見】</p>		
<p>果樹部門は、9月30日の実数確認及び薬品管理者の確認証跡が認められたが、年度末における実数確認結果は平成21年度の受払簿上に記録されず、翌年度の期首残高として繰り越されていた。そのため、平成21年度の受払簿上、期末における上席者の確認証跡が認められなかった。翌年度の受払簿上の繰越状況を閲覧することで、棚卸状況を把握することは可能ではあるが、期末における実数確認結果は当該年度の受払簿上に記録し、棚卸実施状況を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力することで確認の証跡を記録するようにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(26) 薬品（試薬）受払簿の記載方法について【意見】</p>		
<p>平成21年度の薬品受払簿上、同種薬品で複数の規格（濃度等）がある場合、これを帳簿上区別することなく記録していたが、厳格な管理を行う観点から、規格別に帳簿管理すべきであった。 なお、この点については平成22年度の受払簿上で改善されていることを確認している。</p>	<p>◎【農水商工部】 同種薬品の複数規格の薬品管理において、それまで一括管理であったものを、平成22年4月から規格別に帳簿管理するよう改善しました。引き続き、規格別に帳簿の管理をすることとしております</p>	<p>農水商工部</p>
<p>5. 畜産研究所</p>		
<p>(1) 1者応札の契約に関する取扱いについて【意見】</p>		
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。 そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊なものが多いため入札業者が限られる傾向にありますが、公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。 それでも1者入札となる場合には、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」（平成23年3月30日再周知）に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を</p>	<p>農水商工部 出納局</p>

<p>a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p> <p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>③ 現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、2については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>b 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。</p> <p>① 現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する</p> <p>② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する</p>	<p>判断したときはその理由を具体的に記録します。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p> <p>※【参考】出納局対応結果(◎)</p> <p>入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(2) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数や見積額、市場調査等により無駄な工数や割増見積がないか等を精査し、適切な会計事務に努めています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(3) 薬品の受払簿の運用状況について【結果】</p>		
<p>薬品の保有残量について、一部を除き、計量していなかった。また、保有残量調査の際にも、薬品の残量ではなく、薬品を入れる瓶の数量を年1回確認するだけであった。</p> <p>しかし毒物・劇物管理規定第3条では、「使用する毒劇物については毎年度、受</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>H23年度から、新たに策定した「三重県畜産研究所毒物・劇物管理規程」に基づき、毒劇物等受払簿を改訂使用するとともに、未使用本数及び使用本数の記帳だけで</p>	<p>農水商工部</p>

<p>払簿を持って、その数量を管理する。」とあり、また同規定第8条には「年2回(9月及び3月)に保管量を調査する」と棚卸の明記があるが、実際はいずれも当該規定が遵守されていなかった。</p> <p>さらに同規定第5条には、「薬品室の薬品庫に保管し、薬品庫は常時施錠する」と規定されているが、部屋に施錠がなされているのみで薬品庫には鍵は付されていない。</p> <p>「規定上の「保有量の確認」を「本数の確認」と解釈し、毒劇物についてはアジ化ナトリウムを除き、残量管理をしていなかった」とのことである。</p> <p>毒劇物については少量で致死量となるものもあるため、計量を行った上で残量管理をしていないのは問題である。また毒劇物に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、計量を行った上で残量管理をすることが必要である。</p>	<p>はなく、使用中の薬品については設置した計量器で風袋込の試薬重量を確認記帳するよう改善しました。</p> <p>また、管理者によって、年2回の在庫点検、チェックを実施しています。</p>	
<p>(4) 毒物・劇物・農薬の施錠管理について【意見】</p>		
<p>マイルドホルム10Nについては数量が多く、施錠されない棚の外に保管されていた。</p> <p>保管する部屋には施錠がなされていたが、毒物劇物管理規定第5条では、「毒劇物は全て薬品庫の保管庫に保管し、保管庫は常時施錠する」とあり、「保管庫の鍵は劇物副管理者が管理する」とある。このような状況は規定違反である。他の研究所に習い、部屋の施錠だけではなく、薬品庫の施錠をすることが必要である。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>マイルドホルムは使用予定が無いため H22 年度末で廃棄処分しました。</p> <p>施錠について、薬品棚下段ロッカーの施錠設備が無い箇所へは、鎖とナンバーキーを組み合わせで施錠可能にしました。また、施錠設備の老朽化によって施錠不能であった箇所の設備を H22 年度末に改修するとともに、収納しにくかった薬品用に、新たに施錠可能な薬品ロッカーを2セット増設して対処しました</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 納品書の連番漏れについて【結果】</p>		
<p>鶏卵の販売における代金の入金管理については、連番管理はされていたが、納品書の綴りから一部抜き取られたような跡が発見された。</p> <p>書き損じ分の納品書を廃棄してしまったということであるが、これでは連番管理をしている意味がない。</p> <p>そもそも納品書に連番を付す意味は、網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と納品書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、納品書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。</p> <p>また、納品書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>H23 年度以降、書き損じた納品書については切り離して廃棄する事なく、そのまま保管するように改善しました。</p>	<p>農水商工部</p>

原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。		
(6) 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について【意見】		
契約書上、オークションについては出品予定数を毎月報告すると記載されている。しかし、実際は先方が年度の初めに送付してきた計画書（年に数回報告するよう記載されていた）に沿って報告を行っており、毎月の報告は行われていない。実際の行為に沿って契約の変更を行うことが望まれる。	◎【農水商工部】 H23年度から松阪食肉公社の了解を得て、当該公社とのオークション出品契約書の第2条内の「毎月末までに翌々月の出品予定頭数を報告」としていた箇所を「毎年1月末までに翌年度の出品予定頭数を報告」するよう契約内容を改訂し、書類での報告を実施しています。	農水商工部
6. 水産研究所		
(1) 入札審査会の議事録について【意見】		
<p>予定価格500万円以上の契約に関して、1者応札となったものについては、県の通知である、平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者応札の扱いについて（通知）」に基づいて、入札審査会が開催される。競争性や透明性が確保されていることの確認が主な趣旨であるが、議事録・協議メモを残しておらず（特に要求されていない）、具体的な内容を確認できなかった。</p> <p>本来、1者応札では競争性が十分に確保できないため、今後入札業務をよりよい方向に持っていくための検証資料として、議事録や協議メモを残しておくことが望まれる。</p>	◎【農水商工部】 一般競争入札の結果、1者入札となった場合には、出納局通知「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。 また、併せて1者入札の有効性を判断したときは、その理由を具体的に記録しています。	農水商工部
(2) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】		
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いという現状がある。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる時のみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。【意見】</p> <p>a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。</p>	◎【農水商工部】 研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊なものが多いため入札業者が限られる傾向にありますが、公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。 それでも1者入札となる場合には、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」（平成23年3月30日再周知）に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録します。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改	農水商工部 出納局

<p>b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p> <p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>③ 現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務 については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。</p> <p>① 契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する</p> <p>② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する</p>	<p>善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p> <p>※【参考】出納局対応結果（◎）</p> <p>入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>委託業務について、主に前年度の契約先に参考見積もりを採り、また過去の契約額等を参考にして予定価格を設定しているとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数、市場調査等により精査し、適切な会計事務に努めています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(4) 薬品の受払簿の運用状況について【結果】</p>		

<p>薬品の一部の受払簿について、平成21年度は作成していなかった。毒劇物等は、少量でも致死量となる。受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方が行われることによって不正な利用や盗難などを把握しうるため、受払簿が作成されていないことは管理上問題である。また毒劇物等に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、受払管理を実施することが、管理上有用であると考えられる。</p>	<p>◎【農水商工部】 薬品を適確に管理していくうえでは受払簿の整備が不可欠であると認識しています。一部不備のありました受払簿について、平成22年度以降は整備を徹底しており、薬品を使用する職員に対し、あらためて受払管理を適確に行うよう徹底しました。 また、毒劇物以外に、薬事法で定められた毒劇薬についても、平成23年度から受払簿を整備し、適正な管理を行っています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 薬品庫の鍵の管理について【意見】</p>		
<p>組織実験室に設置されている薬品庫については、薬品庫の鍵が隣接する細菌実験室の機の抽斗で管理されていること、及び、組織実験室の施錠が日中はなされていないことが望ましい。 組織実験室内の薬品庫には劇物が管理されていることを考慮すると、現在の鍵の管理状況は問題であり、不正な流用及び盗難を防止するため、より厳重に管理されることが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 薬品庫の鍵の保管については、施錠できるキーボックスを設置し、より厳重な管理体制の構築を行いました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(6) 薬品の計量方法について【意見】</p>		
<p>実際保有量を測り、毒物及び劇物について研究所作成の調査報告書（平成22年3月16日付け）とその後の使用を記録した受払簿との合計との一致を確かめた。 その際、職員は厳密な計測のためにホルマリン（劇物）の原液を一旦別の容器に移し替え、移し替えた容器の重さを差し引いた秤を用いて容量を計測していた。この方法によった方が正確に残高を検証できるが、「三重県水産研究所毒劇物等管理規定」「第6条毒劇物等の使用」では「3毒劇物の使用時には有害性、危険性を考慮し、極力薬品の使用量が少なく、廃液等の発生が少ない手法を用いる等、環境負荷低減等に努める。」旨が規定されている。安全面や計量のために移し替えた容器の洗浄により廃液が発生することを考慮すると、継続的な実施を前提に風袋込みで計量するのが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 ホルマリンについては、規定に基づき、薬品の使用や廃液の発生が少なくなるよう、風袋込みで計量する方法に改めました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(7) 塩化カリウムの保管について【意見】</p>		
<p>倉庫棟において塩化カリウムの入った段ボールが発見された。塩化カリウムは指定管理薬品には分類されておらず、人体への影響が少ないとの理由から残量検査の義務は規則上ないが、大量投与により人体に影響を及ぼす薬品であり、その</p>	<p>◎【農水商工部】 指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品と同様に受払簿を整</p>	<p>農水商工部</p>

<p>使用による死亡例もある。指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品に準じた管理を検討することが望まれる。</p>	<p>備するなど、適確な管理を行うとともに、その使用見込の精査等を行い。不要薬品は廃棄いたしました。 また、倉庫棟で保管している塩化カリウムについても、22年度内に廃棄いたしました。</p>	
<p>(8) 通帳について【意見】</p>		
<p>研究所が保有している通帳を閲覧したところ、使用されていない口座（常時払用）が発見された。 平成21年度から旅費についての取り扱いが県の規則上変更されたことにより、従来常時払で対応していた職員の移動先で使用した駐車料について、後日申請による精算が可能となったため、できるだけ現金を持たないようにするという方針のもと、従来常時払で対応していた他のものについても、請求書をもらい後日振込としたとのことであった。 これら常時払用口座を使用しない試みは、平成22年度からの試験的な取り組みのため、現在当該通帳は残してあるとのことであるが、使用していない通帳は不正に利用されるおそれがあるため、今後の使用実績に留意し、利用が見込まれないのであれば解約を検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 常時払用口座については、着払いの宅配料金の支払い用として必要との結論に至り、口座を維持することとしました。 なお、不正利用が発生しないよう、金庫にて適切に管理しています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(9) 雑入について【意見】</p>		
<p>諸収入（雑入）のうち1件について、内容的には受託事業収入のものがあつた。 雑多な科目である雑入は収入の内容が分からないため、できる限り使うべきではないし、他の同様の内容の収入については受託事業収入に計上されていることから、他年度との比較を行う際にも比較可能性が失われてしまう。 したがって、受託事業収入とすることが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 諸収入（雑入）から受託事業収入に変更しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(10) 共同研究の事業費の積算について【意見】</p>		
<p>毎期行っている事業で独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業である「平成21年度資源評価調査事業」について、契約書と事業費の積算資料を確認した。当契約では、当所は資源評価を行い、独立法人水産総合研究センターより委託費を受け取ることになっている。契約書によると当所の受取金額は、契約金額かもしくは実費のうち小さい金額となっている。当事業で当社が負担する経費の大部分を占めるのは船舶燃料費（平成21年度は9,180千円）である。船舶燃料費については単価×予定使用料（リットル）で計算されている。単価は契約当初の</p>	<p>◎【農水商工部】 このような事例が発生した場合には、事業内容（事業費）を精査し、変更契約を行うよう協議します。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>市場価格を参考につけられるが変動が激しい場合大きく予算を上回る（下回る）ことがある。しかし、委託契約書の第8条では「委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と委託費の限度額のいずれか低い額とする」としており、実際の経費の額が当初契約した委託費の確定額を下回った場合は実費になるが、上回った場合に損失が発生する。よって、当所が不利な契約となっているといえる。</p> <p>実際に実費が上回った場合は、他のところに割当てられた予算をカットしたり予定していた調査の一部を中止し燃料費に回すことで対応しているが、これでは当初予定していた調査に支障をきたす可能性がある。船舶燃料費等、当所の業務の効率性と関係ない部分での経費の増加については、追加の委託料を受け取ることができるようにするなど先方との協議を行うことが望まれる。</p>		
<p>(11) 執行伺の決裁日付の記載漏れについて【結果】</p>		
<p>修繕費及び委託契約に関する執行伺について、決裁日付が記載されていないものが散見された。</p> <p>修繕・委託契約に限らず、支出事務については、必ず事前に執行伺や入札伺を作成し、承認を得ることとなっており、執行伺の承認が得られたか否かは、承認押印のみでなく、決裁日付の記載が重要となってくる。決裁日付が記載されていないと、適切に承認を得た支出かどうか不明であり、事後決裁となっているおそれもある。現状は、日付未記載のものの件数は少なく、明らかに事後決裁となっているものは発見されなかったが、日付未記載が容認されると、事後決裁の支出が頻発するおそれもあるため、決裁日付の記載を徹底するべきである。</p>	<p>◎【農水商工部】 職員に対して決裁日付の記載を徹底しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(12) 掛売カードの管理について【意見】</p>		
<p>掛売カードの使用頻度は週に数回であるが、使用簿が作成されていなかった。消耗品等を購入する際は購入伺を作成し、支払の際は月に1回送付されて来る請求書と購入伺を突き合わせてから支払処理をしている。しかし、現状では不正使用は事後的にしか分からないため、使用頻度が多いことを鑑みても使用簿を作成し不正使用を牽制することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 掛売カードの使用簿を作成し、使用にあたっては使用簿へ記載するよう職員に徹底しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(13) 実地棚卸について</p>		
<p>【結果】</p>		<p>農水商工部</p>

<p>三重県水産研究所薬品管理規定上、劇物・毒物については、受払簿を作成（第6条）し、年2回の実地棚卸を行うこと（第10条）が規定されている。しかし、鈴鹿水産研究室においては21年度は薬品受払簿を作成していなかった。その経緯は不明であるが、薬品の盗難・紛失等の有無を遅滞なく把握するため、棚卸調査のみならず、受払を継続的に記録することは不可欠である。</p>	<p>◎【農水商工部】 一部不備のありました受払簿について、平成22年度以降は整備を徹底させており、薬品を使用する職員に対し、あらためて受払管理を適確に行うよう徹底しました。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>受払簿と現物、現物と受払簿の突合を行ったが、1件数量が異なるものがあった。原因は定かではないが、平成21年3月15日の実査の日から4月1日（受払簿開始）までに使用があったためであると推定される。すなわち、4月1日の受払簿作成開始時には、改めて現品数量を調査して開始数量を確定させる必要があったが、3月15日時点の数量を開始数量として記載してしまったと考えられる。作成開始時の数量が誤っていると、継続記録の意味をなさない。改めて現品調査を実施し、数量の整合性を確保することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 現物と受払簿との不突合が生じないように、3月15日の実査日から4月1日までの間の薬品使用について、薬品を使用する職員に対し、受払簿に必ず記載するよう徹底しました。</p>	
<p>(14) 毒物、劇物の保管状況について【意見】</p>		
<p>毒物、劇物については、鍵付の薬品庫にて保管している。しかし、一部使用中のものに劇物に該当するホルマリン等人体に害が及ぶ可能性があるものについて、鍵のかかる薬品庫以外の研究室の棚や机の上に置いてあるものがあった。このような状況下であると持ち出し・盗難の危険性はあることから、人体に害があるものについては、薬品庫に保管することが望ましい。薬品庫のスペースの問題もあるが、一度適正在庫量を検討し不要なものは処分することによりスペースを確保するか、例えば、三重県水産研究所のように、現在ある棚の扉に簡便な鍵を設置することで解決は可能と考えられる。</p>	<p>◎【農水商工部】 ご指摘のあった鈴鹿水産研究室では、薬品庫を整理して収容スペースを確保し、劇毒物はすべて施錠できる薬品庫に収容しました。また、薬品を保管している分析室の出入り口も退庁時には施錠し、一層の安全管理に努めています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(15) 毒物、劇物の保管状況について【意見】</p>		
<p>ホルマリンや使用中の劇物を薄めたもの含む薬品等が入ったビンのある棚には何の耐震・防犯対策が施されていない。耐震や防犯対策としてガラス張りにする等工夫することが望まれる。</p>	<p>◎【農水商工部】 ご指摘のあった鈴鹿水産研究室では、薬品庫を整理して収容スペースを確保し、ホルマリンや使用中の希薄した劇物等を薬品庫に収容しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>II. 研究所共通の意見及び指摘</p>		
<p>(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】</p>		
<p>一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率</p>	<p>◎【農水商工部】</p>	<p>健康福祉部</p>

が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。

各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

(ア) 見積書やカタログより決定している場合

特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書を入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入伺に添付されることで証拠として残される。

ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合

多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

入札の経済性、競争性、公平性を期すために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に務めています。

※【参考】出納局対応結果（◎）

予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導しました。

出納局検査において、これらの状況を抽出にて確認し、資料の添付漏れ等のあった一部の所属に対して指導を行いました。

環境森林部

農水商工部

出納局

<p>また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。</p>		
<p>(2) 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について【結果】</p>		
<p>三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。</p> <p>各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうか不明確である。</p> <p>組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。</p>	<p>◎【農水商工部】 「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」については、ともに平成23年3月31日付けで改正しており、新しいマニュアル(要領含む)に基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(3) 知的財産に係る台帳の充実化について【意見】</p>		
<p>知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管理しています。 平成22年度以降に出願した特許等については「特許等知的財産経費一覧表」を新たに作成し、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善しました。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(4) 知的財産継続保持の判断について【意見】</p>		
<p>特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるという慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年3月31日付けで改正した「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記し、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(5) 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて【意見】</p>		

<p>知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。</p> <p>しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。</p> <p>知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】 平成23年3月31日付けで改正した「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記し、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(6) 研究テーマごとの支出把握について【意見】</p>		
<p>一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかった。</p> <p>研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。</p> <p>しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられない。</p> <p>そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていない。</p> <p>研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。</p>	<p>○【農水商工部】 農水商工部所管の全ての研究所において、研究テーマごとの支出については、エクセルシートを利用して予算に見合う執行、管理を行っています。</p> <p>また、テーマに対するコスト把握は、外部評価会議において事前、中間、事後に実施しており、県費が適切に活用できているかの指標としています。</p> <p>人件費を含んだ費用対効果の検証については、どのような手法が適切であるか等について検討を加えています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>

(7) 契約履行能力の確認について【意見】

水産研究所の平成21年度収入において倒産契約解除に係る違約金が2,589,010円計上されている。このうち2,539,870円は平成21年度において委託先として選定しA社が期中に倒産したため、委託事業を続行できなくなったことによる違約金であり、契約書に基づき(契約額-出来高)×10%の違約金を得ている。

入札資格の確認が問題となるが、入札資格は、三重県会計規則第61条において下記のように規定されている。

一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること

二 令第167条の4第2項に該当する者でないこと

三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと

なお、二号において規定されている地方自治法施行令第167条の4第2項とは、契約履行時の不正や契約妨害等があった場合は、入札参加に関して、停止措置をとることができるという内容である。

水産研究所は、契約先が1号～3号に該当しないことを確認しており、契約自体は規程に基づいて適切に行われている。しかし、A社との最終の契約日は平成21年7月6日であるが、その後まもなく倒産し、平成21年10月16日に「委託業務続行不能について」の文書を手入している。「債務者代理人からの受任通知並びにお願い」によると、A社は、平成17年度以降売上低迷により財務状況が悪化し、最終的に11億円を超える債務超過が発生していることから、契約時点においても相当財務状況が悪化していたものと推測される。そのような状況を確認することなく委託先を選定した結果、契約途中で委託先が倒産し、研究目的が達成されないことに加え、緊急雇用対策目的も果たされないこととなってしまった。

このような損失を被ることに備えて、上記3事項に追加して、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。

◎【農水商工部】

契約履行能力の検討については、出納局が平成24年4月から県の物件関係契約では随意契約も含めて原則として「電子調達システム利用登録事業者」若しくは「財務会計システムの共通債権者(物件契約)」を対象に発注する方法を導入予定であり、これに従い契約相手方の情報の適切な把握・管理に努めながら会計事務を進めます。

※【参考】出納局対応結果(◎)

三重県では、平成19年6月から物件関係の入札参加資格者名簿を廃止して広く入札参加者を求めています。平成24年4月からは県の物件関係契約では随意契約も含めて原則として「電子調達システム利用登録事業者」若しくは「財務会計システムの共通債権者(物件契約)」を対象に発注することとしており、契約相手方の情報の適切な把握・管理に努めます。

農水商工部

出納局

(8) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】

「情報セキュリティ実施手順」作成の対象外(三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外)とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危

◎【農水商工部】

県の「情報セキュリティ実施手順」に基づく管理の実施に加えて、それぞれの分野による研究所独自の「情報セキュリティ対策要領」の新たな策定を進めてきまし

健康福祉部

農水商工部

環境森林部

<p>陰性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。</p> <p>また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業研究所が独自に記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。</p> <p>個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。</p>	<p>た。正式に策定が承認されたものから、平成 23 年度中に順次運用を開始します。</p> <p>なお、この要領により、知的財産権などの特殊な情報につきましても、機密保護に努めてまいります。</p>	
<p>(9) 固定資産に対する付保状況について【意見】</p>		
<p>今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していないことが判明した。コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額の高精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういった職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。</p> <p>購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。</p>	<p>◎【農水商工部】</p> <p>農水商工部では、建物、動産その他高額機器を多数管理しており、保険に加入すると、多額のコストが生じることが想定されます。県の場合は、故障等が生じた都度、修繕、廃棄又は更新を行う方法により対応しており、その結果、年間の保険料と比較するとコストの軽減が可能であるとの判断から、このような方法により対応しているところです。</p> <p>なお、貸借物品等については、賠償額等の算定も必要となりますので、必要に応じ保険に加入しています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>